

# 痴呆性高齢者ケアについて

## 要介護（要支援）認定者における痴呆性高齢者の推計

○ 所在と痴呆性老人自立度

総数	認定申請時の所在(単位)					再掲
	居宅	特別介護 老人ホーム	老人保健 施設	介護施設 医療施設	その他の 施設	
314	210	32	25	12	34	
149	73	27	20	10	19	
79 (25)	28 (15)	20 (4)	13 (4)	8 (1)	11 (2)	

○ 将来推計

西暦	2002	2005	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045
痴呆性老人自立度Ⅱ以上	149 (6.3)	169 (6.7)	208 (7.2)	250 (7.6)	289 (8.4)	323 (9.3)	353 (10.2)	376 (10.7)	385 (10.6)	378 (10.4)
参考：Ⅲ以上	79 (3.4)	90 (3.6)	111 (3.9)	135 (4.1)	157 (4.5)	176 (5.1)	192 (5.5)	205 (5.8)	212 (5.8)	208 (5.7)

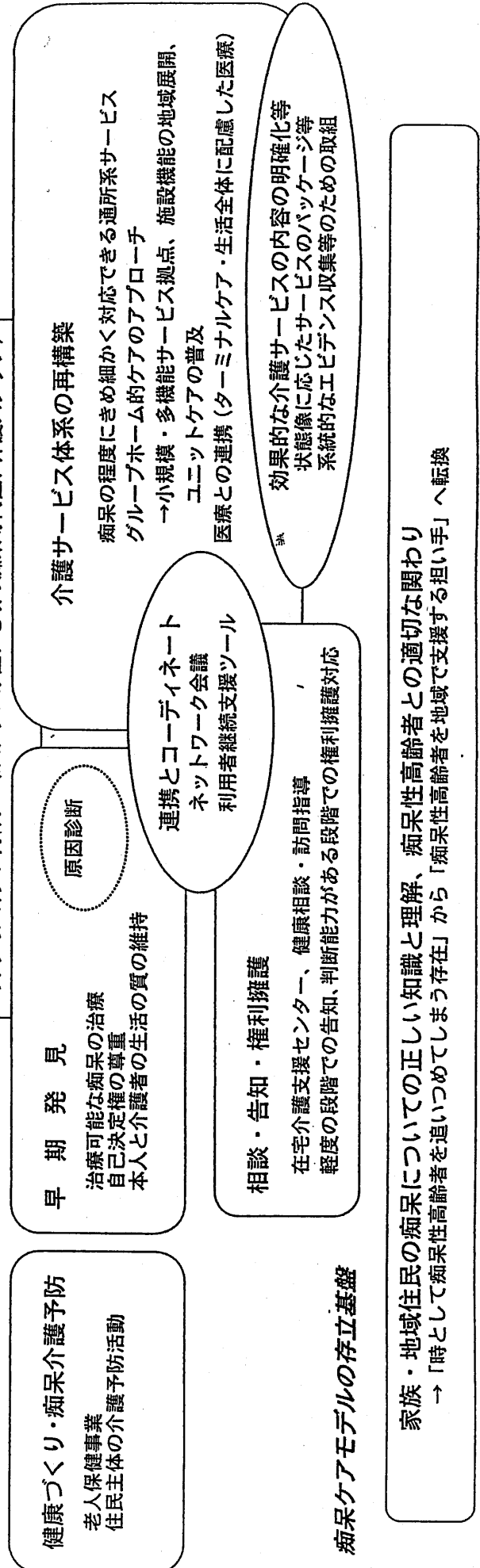
(注) カッコ内は65歳以上人口比(%)。

(注) 2002年9月末についての推計。  
「その他の施設」：医療機関、グループホーム、ケアハウス等。

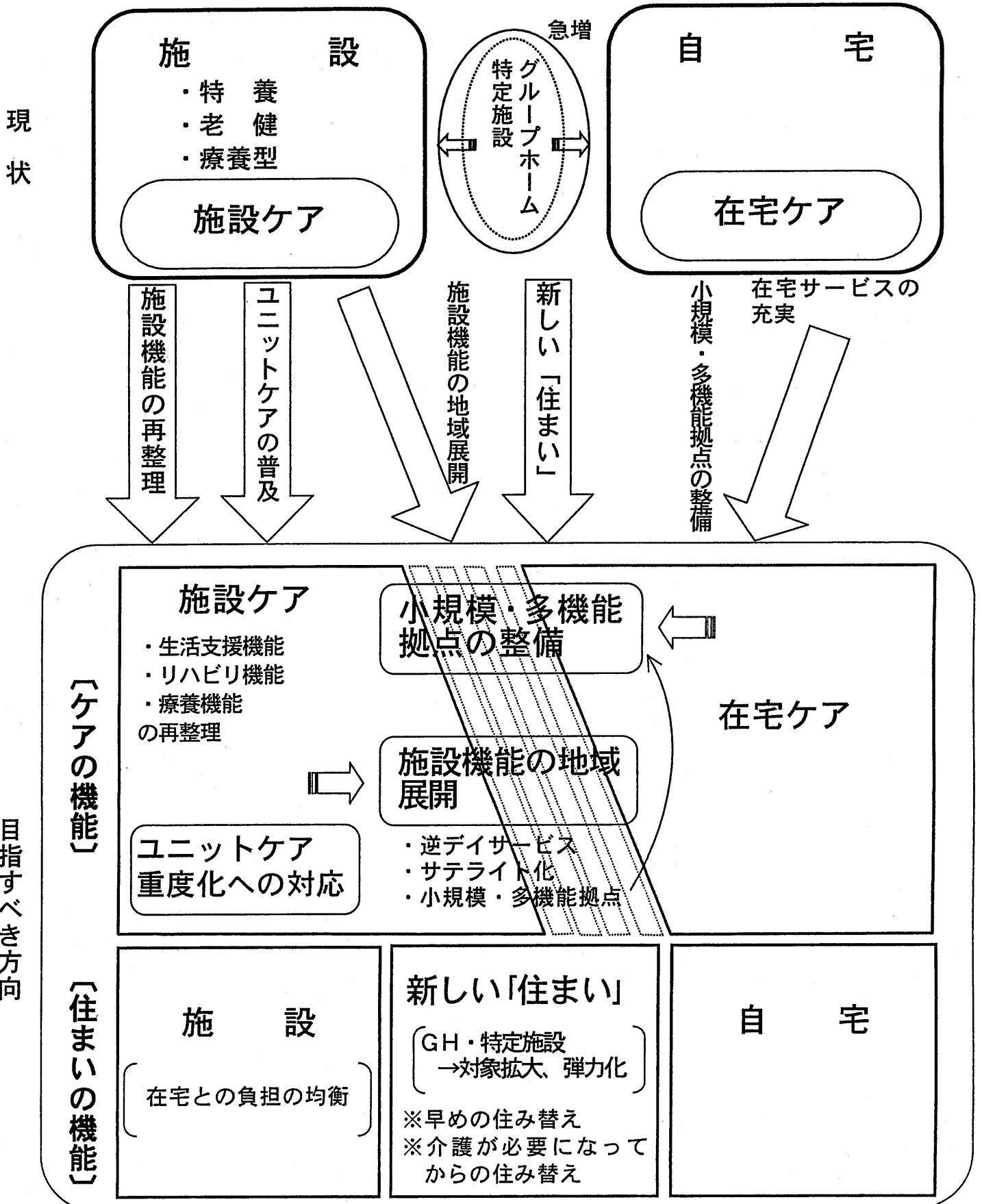
カッコ内は、運動能力の低下していない痴呆性高齢者の再掲。(痴呆自立度「Ⅲ」、「Ⅳ」又は「M」かつ、障害自立度「自立」、「J」又は「A」)。

- 「何らかの介護・支援を必要とする痴呆がある高齢者」(痴呆性老人自立度Ⅱ以上)は、所在に関わらず、要介護(要支援)認定者の相当割合を占める。
- 介護・支援を要する痴呆性高齢者の今後の大幅な増加を見越した場合、介護保険サービスを含む地域の高齢者介護全体を、介護予防から終末期に至る全ステージで、痴呆性高齢者を標準とした仕様に転換していくことが、21世紀初頭の大きな課題。

## 痴呆ケアモデルの構築



# 介護サービス体系の見直し



目指すべき方向

〔ケアの機能〕

〔住まいの機能〕

生活の継続性を維持し、可能な限り在宅で暮らすことを目指す

# 生活の継続性を維持し、可能な限り在宅で暮らすことを目指す

